

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 二・三―ジシアノー―一・四―ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三―ジシアノー―一・四―ジチアアントラキノン五〇％以下を含有するものを除く。</p> <p>十 削除</p> <p>十の二～十九（略）</p> <p>二十 ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサノン（別名酸化フエンブタズ）及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の三～二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一～十一の八（略）</p> <p>十一の九（略）</p> <p>(1)～(78)（略）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物</p> <p>一～八（略）</p> <p>九及び十 削除</p> <p>十の二～十九（略）</p> <p>二十 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十の二 削除</p> <p>二十の三～二十三（略）</p> <p>劇物</p> <p>一～十一の八（略）</p> <p>十一の九（略）</p> <p>(1)～(78)（略）</p>

(79) |
 (145) |
 (略)
 十二〜五十一の二 (略)

五十二 | ニーメチリデンブタン二酸 (別名メチレンコハク酸) 及び
 これを含有する製剤

五十三〜五十八の三まで | 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 | 沃化^{ホウ}メチル及びこれを含有する製剤

六十二〜六十七 (略)

(79) |
 ニ・三―ジシアノー・四―ジチアアントラキノ (別名ジ
 チアノン) 及びこれを含有する製剤

(80) |
 (146) |
 (略)
 十二〜五十一の二 (略)

五十二から五十八の三まで | 削除

五十八の四〜六十の八 (略)

六十一 | 削除

六十二〜六十七 (略)